

兵庫県公報

令和2年4月10日 金曜日 第98号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び失効の届出（同）	4
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	5
○保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	5
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○同上（同）	6
○同上（同）	6
○東播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（令和2年近畿地方整備局告示第40号）（道路街路課）	6
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正（港湾課）	7
○海岸保全区域の管理の決定（同）	15
公 告	
○私立専修学校の設置認可（私学教育課）	22
○私立幼稚園の廃止認可（同）	22
○私立各種学校の廃止認可（同）	23
○建築設計業務に係る企画提案競技の実施（営繕課）	23
○入札公告（管理課）	25
○同上（同）	28
○落札者等の公示（同）	30
企業庁公告	
○落札者等の公示	31
○同上（猪名川広域水道事務所）	31
教育委員会告示	
○落札者等の公示（県立姫路特別支援学校）	32
○同上（県立東はりま特別支援学校）	32
○同上（県立あわじ特別支援学校）	33
○同上（県立のじぎく特別支援学校）	33
○同上（県立神戸特別支援学校）	33
○同上（県立上野ヶ原特別支援学校）	34
○随意契約の相手方等の公示（県立いなみ野特別支援学校）	34
○同上（県立西はりま特別支援学校）	35
○同上（県立姫路しらさぎ特別支援学校）	35
警察本部公告	
○入札公告	36

告 示

兵庫県告示第458号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
阪神調剤薬局伊丹店	伊丹市車塚2—25	令和2年2月1日
阪神調剤薬局昆陽店	同 市池尻1—27—1	同
リリー訪問看護ステーション	同 市瑞穂町3—62—3	令和2年4月1日
阪神調剤薬局豊岡店	豊岡市戸牧1107—11	同 年2月1日
阪神調剤いちご薬局店	同 市戸牧37—2	同
阪神調剤あかり薬局店	同 市戸牧300—1	同
阪神調剤アヤメ薬局店	同 市正法寺570—4	同
阪神調剤薬局国府店	同 市日高町上石230—6	同
阪神調剤薬局ニッケパークタウン店	加古川市加古川町本町538	同
阪神調剤薬局赤穂店	赤穂市中広1112—5	同
阪神調剤薬局宝塚南店	宝塚市南口2—5—30 宝塚第3バイオレット 1F・C号	同
阪神調剤薬局宝塚山本店	同 市山本丸橋3—1—5—2	同
訪問看護ステーションカラサナ	同 市高司1—6—18—201	令和2年4月1日
阪神調剤薬局三木大村店	三木市大村1208	同 年2月1日
阪神調剤薬局高砂店	高砂市荒井町日の出町4—13	同
わか葉アイクリニック	川西市栄町25—1 アステ川西3階	同
阪神調剤薬局北播磨店	小野市市場町926—450	同
阪神調剤薬局小野店	同 市天神町字南堂946—2	同
阪神調剤薬局八鹿店	養父市八鹿町八鹿1834—3	同



兵庫県告示第459号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
幸彩クリニック	伊丹市千僧3-143 エイダイビル301号	開設者名称変更
宝塚市社会福祉協議会光明訪問看護ステーション	宝塚市小林4-7-47 2F	所在地変更
めぐみ薬局三木店	三木市平田119-9	医療機関名称
福地眼科	川西市清和台東3-1-8 トナリエ清和台	所在地変更
長井泌尿器科	同 市清和台東3-1-8 トナリエ清和台 2F	同上
さつきクリニック	三田市横山町7-7	開設者名称変更
平明会クリニック	同 市福島66-4	同上

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
ヒラマツ薬局	伊丹市中央2-8-23
川野外科	加古郡播磨町東本庄2-6-6



兵庫県告示第460号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
第2西原クリニック	伊丹市野間8-5-10



兵庫県告示第461号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
イオン薬局三木店	三木市大村字砂163	イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬1-5-1	令和2年3月1日

まんてん堂グループホームかわにし緑台	川西市緑台7-3-43	株式会社ファイブシーズヘルスケア	神戸市長田区細田町6-1-24	同年2月1日
テラサキ薬局	丹波市春日町黒井894-15	寺崎 武	丹波市春日町黒井894-15	同年3月1日



兵庫県告示第462号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止、失効の届出があった。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
宝塚市社会福祉協議会 ケアセンター光明	宝塚市小林4-7-47	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会	宝塚市安倉西2-1-1	所在地
宝塚市社会福祉協議会 光明ヘルパーステーション	同上	同上	同上	同上
宝塚市社会福祉協議会 光明訪問看護ステーション	同上	同上	同上	同上
有限会社ゆとり宝塚	宝塚市清荒神1-7-33	有限会社ゆとり宝塚	宝塚市清荒神1-7-33	同上
カインドひばりケア	川西市花屋敷2-5-16	有限会社カインドネス	川西市花屋敷2-5-16	同上
スマイルサポートセンター太子訪問介護事業所	揖保郡太子町蓮常寺69-1	社会福祉法人博愛福祉会	加古川市平岡町新在家2333-2	同上
スマイルサポートセンター太子定期巡回・随時対応型訪問介護看護	同上	同上	同上	同上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
三木山陽病院	三木市志染町吉田1213-1	医療法人社団朋優会	三木市志染町吉田1213-1
やすらぎ訪問介護事業所	南あわじ市神代地頭方943-4	社会福祉法人淡路島福祉会	南あわじ市八木寺内字池尻373-1
さくらの苑	朝来市和田山町竹田1958	社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団	神戸市須磨区友が丘1-1

3 失効の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
機能訓練型まさやデイサービス	川西市花屋敷1-1-19	有限会社ビオスジャパン	川西市栄町9-1-G104号



兵庫県告示第463号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
 令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
 神崎郡神河町上小田字上ノ山911の31から911の33まで
- 2 指定の目的
 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び神崎郡神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第464号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。
 令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 豊岡市但東町大河内字登尾73の1、73の5、73の8、74の1、74の2
- 2 保安林として指定された目的
 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第465号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次

のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年3月23日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
神河町宮野地内



兵庫県告示第466号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年10月1日から令和2年3月13日まで
- 3 作業地域
尼崎市東難波町五丁目地内



兵庫県告示第467号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
令和元年9月25日から令和2年3月13日まで
- 3 作業地域
加古川市全域



兵庫県告示第468号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西脇市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成（地図情報レベル500及び地図情報レベル1000））
- 2 作業期間
令和元年12月12日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域
西脇市全域



兵庫県告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、

東播都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和2年近畿地方整備局告示第40号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業
3.2.140号 尾上小野線
- 3 事業施行期間
平成26年6月27日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年4月10日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年4月10日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 179号	佐用郡佐用町林崎字六反畑ケ1038番1から 同郡同町林崎字太田井643番1まで	旧	7.0から 8.0まで	50.0	
		新	11.0から 11.0まで	50.0	



兵庫県告示第471号

昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

大阪湾沿岸の部尼崎西宮芦屋港の款丸島の項を次のように改める。

丸島	<p>区間1に掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とヌに掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域に、区間2に掲げる地点を順次に結んだ線及びルに掲げる地点とチに掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域を加えた区域</p> <p>注</p> <p>区間1</p> <p>イ 世界測地系 東経135度22分45.5秒 北緯34度41分42.9秒</p> <p>ロ 世界測地系 東経135度22分40.8秒 北緯34度41分44.1秒</p>
----	---

ハ	世界測地系	東経135度22分41.6秒	北緯34度41分42.5秒
ニ	世界測地系	東経135度22分30.2秒	北緯34度41分15.6秒
ホ	世界測地系	東経135度22分21.9秒	北緯34度41分23.6秒
ヘ	世界測地系	東経135度22分33.7秒	北緯34度41分51.7秒
ト	世界測地系	東経135度22分29.9秒	北緯34度41分50.4秒
チ	世界測地系	東経135度22分18.4秒	北緯34度41分23.1秒
リ	世界測地系	東経135度22分32.4秒	北緯34度41分9.4秒
ヌ	世界測地系	東経135度22分45.9秒	北緯34度41分41.0秒
区間2			
ル	世界測地系	東経135度22分18.8秒	北緯34度41分24.2秒
ヲ	世界測地系	東経135度22分4.3秒	北緯34度40分59.2秒
ワ	世界測地系	東経135度22分16.6秒	北緯34度40分48.7秒
カ	世界測地系	東経135度22分38.9秒	北緯34度41分8.5秒
ヨ	世界測地系	東経135度22分34.1秒	北緯34度41分13.3秒
ネ	世界測地系	東経135度22分32.8秒	北緯34度41分10.4秒
ツ	世界測地系	東経135度22分34.7秒	北緯34度41分8.6秒
ソ	世界測地系	東経135度22分16.6秒	北緯34度40分52.5秒
レ	世界測地系	東経135度22分8.1秒	北緯34度40分59.7秒
タ	世界測地系	東経135度22分20.5秒	北緯34度41分21.0秒
チ	世界測地系	東経135度22分18.4秒	北緯34度41分23.1秒

大阪湾沿岸の部神戸港の款中央の項新港の目を次のように改める。

新 港	イ
	次に掲げる地点を順次結んだ線及びイー1に掲げる地点とイー23に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域
	イー1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点（北緯34度40分57秒東経135度11分12秒）から40度、406メートルの地点
	イー2 イー1に掲げる地点から73度17メートルの地点
	イー3 イー2に掲げる地点から29度17メートルの地点
	イー4 イー3に掲げる地点から356度10メートルの地点
	イー5 イー4に掲げる地点から87度321メートルの地点
	イー6 イー5に掲げる地点から180度119メートルの地点
	イー7 イー6に掲げる地点から193度24メートルの地点
	イー8 イー7に掲げる地点から181度182メートルの地点
	イー9 イー8に掲げる地点から82度394メートルの地点
	イー10 イー9に掲げる地点から76度344メートルの地点
	イー11 イー10に掲げる地点から347度87メートルの地点
	イー12 イー11に掲げる地点から20度52メートルの地点
	イー13 イー12に掲げる地点から110度42メートルの地点
	イー14 イー13に掲げる地点から201度35メートルの地点
	イー15 イー14に掲げる地点から166度30メートルの地点
	イー16 イー15に掲げる地点から166度119メートルの地点
	イー17 イー16に掲げる地点から255度94メートルの地点
	イー18 イー17に掲げる地点から257度299メートルの地点
	イー19 イー18に掲げる地点から262度459メートルの地点
	イー20 イー19に掲げる地点から352度315メートルの地点
	イー21 イー20に掲げる地点から267度184メートルの地点

イー22 イー21に掲げる地点から267度10メートルの地点

イー23 イー22に掲げる地点から270度36メートルの地点

ロ 次に掲げる地点を順次結んだ線及びロー1に掲げる地点とロー39に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域

ロー1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点（北緯34度40分57秒東経135度11分12秒）から162度、310メートルの地点

ロー2 ロー1に掲げる地点から325度129メートルの地点

ロー3 ロー2に掲げる地点から340度181メートルの地点

ロー4 ロー3に掲げる地点から250度173メートルの地点

ロー5 ロー4に掲げる地点から187度47メートルの地点

ロー6 ロー5に掲げる地点から160度79メートルの地点

ロー7 ロー6に掲げる地点から270度54メートルの地点

ロー8 ロー7に掲げる地点から190度29メートルの地点

ロー9 ロー8に掲げる地点から270度30メートルの地点

ロー10 ロー9に掲げる地点から258度12メートルの地点

ロー11 ロー10に掲げる地点から269度11メートルの地点

ロー12 ロー11に掲げる地点から281度30メートルの地点

ロー13 ロー12に掲げる地点から17度39メートルの地点

ロー14 ロー13に掲げる地点から129度22メートルの地点

ロー15 ロー14に掲げる地点から39度13メートルの地点

ロー16 ロー15に掲げる地点から309度27メートルの地点

ロー17 ロー16に掲げる地点から17度20メートルの地点

ロー18 ロー17に掲げる地点から105度50メートルの地点

ロー19 ロー18に掲げる地点から11度91メートルの地点

ロー20 ロー19に掲げる地点から341度20メートルの地点

ロー21 ロー20に掲げる地点から334度7メートルの地点

ロー22 ロー21に掲げる地点から70度51メートルの地点

ロー23 ロー22に掲げる地点から340度27メートルの地点

ロー24 ロー23に掲げる地点から70度231メートルの地点

ロー25 ロー24に掲げる地点から161度82メートルの地点

ロー26 ロー25に掲げる地点から72度48メートルの地点

ロー27 ロー26に掲げる地点から352度57メートルの地点

ロー28 ロー27に掲げる地点から82度124メートルの地点

ロー29 ロー28に掲げる地点から352度67メートルの地点

ロー30 ロー29に掲げる地点から82度49メートルの地点

ロー31 ロー30に掲げる地点から358度98メートルの地点

ロー32 ロー31に掲げる地点から8度45メートルの地点

ロー33 ロー32に掲げる地点から58度27メートルの地点

ロー34 ロー33に掲げる地点から164度46メートルの地点

ロー35 ロー34に掲げる地点から90度36メートルの地点

ロー36 ロー35に掲げる地点から87度10メートルの地点

ロー37 ロー36に掲げる地点から176度416メートルの地点

ロー38 ロー37に掲げる地点から262度172メートルの地点

ロー39 ロー38に掲げる地点から145度51メートルの地点

ハ 次に掲げる地点を順次結んだ線及びハー1に掲げる地点とハー34に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域

- ハ-1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点（北緯34度40分57秒東経135度11分12秒）から77度、1,355メートルの地点
- ハ-2 ハ-2に掲げる地点から20度55メートルの地点
- ハ-3 ハ-2に掲げる地点から110度42メートルの地点
- ハ-4 ハ-3に掲げる地点から41度257メートルの地点
- ハ-5 ハ-4に掲げる地点から313度52メートルの地点
- ハ-6 ハ-5に掲げる地点から44度110メートルの地点
- ハ-7 ハ-6に掲げる地点から57度284メートルの地点
- ハ-8 ハ-7に掲げる地点から305度107メートルの地点
- ハ-9 ハ-8に掲げる地点から312度54メートルの地点
- ハ-10 ハ-9に掲げる地点から330度70メートルの地点
- ハ-11 ハ-10に掲げる地点から345度59メートルの地点
- ハ-12 ハ-11に掲げる地点から338度40メートルの地点
- ハ-13 ハ-12に掲げる地点から63度19メートルの地点
- ハ-14 ハ-13に掲げる地点から158度36メートルの地点
- ハ-15 ハ-14に掲げる地点から164度58メートルの地点
- ハ-16 ハ-15に掲げる地点から151度69メートルの地点
- ハ-17 ハ-16に掲げる地点から128度139メートルの地点
- ハ-18 ハ-17に掲げる地点から57度38メートルの地点
- ハ-19 ハ-18に掲げる地点から132度88メートルの地点
- ハ-20 ハ-19に掲げる地点から226度73メートルの地点
- ハ-21 ハ-20に掲げる地点から317度11メートルの地点
- ハ-22 ハ-21に掲げる地点から237度132メートルの地点
- ハ-23 ハ-22に掲げる地点から327度52メートルの地点
- ハ-24 ハ-23に掲げる地点から237度75メートルの地点
- ハ-25 ハ-24に掲げる地点から236度77メートルの地点
- ハ-26 ハ-25に掲げる地点から225度44メートルの地点
- ハ-27 ハ-26に掲げる地点から175度8メートルの地点
- ハ-28 ハ-27に掲げる地点から131度109メートルの地点
- ハ-29 ハ-28に掲げる地点から221度40メートルの地点
- ハ-30 ハ-29に掲げる地点から213度43メートルの地点
- ハ-31 ハ-30に掲げる地点から221度303メートルの地点
- ハ-32 ハ-31に掲げる地点から256度39メートルの地点
- ハ-33 ハ-32に掲げる地点から346度30メートルの地点
- ハ-34 ハ-33に掲げる地点から21度35メートルの地点

二 次に掲げる地点を順次結んだ線及びニー1に掲げる地点とニー42に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域

- ニー1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点（北緯34度40分57秒東経135度11分12秒）から220度、260メートルの地点
- ニー2 ニー1に掲げる地点から160度345メートルの地点
- ニー3 ニー2に掲げる地点から248度53メートルの地点
- ニー4 ニー3に掲げる地点から268度165メートルの地点
- ニー5 ニー4に掲げる地点から217度59メートルの地点
- ニー6 ニー5に掲げる地点から264度55メートルの地点
- ニー7 ニー6に掲げる地点から264度61メートルの地点
- ニー8 ニー7に掲げる地点から180度84メートルの地点
- ニー9 ニー8に掲げる地点から273度95メートルの地点

- ニ-10 ニ-9に掲げる地点から3度76メートルの地点
- ニ-11 ニ-10に掲げる地点から91度6メートルの地点
- ニ-12 ニ-11に掲げる地点から1度67メートルの地点
- ニ-13 ニ-12に掲げる地点から1度21メートルの地点
- ニ-14 ニ-13に掲げる地点から6度13メートルの地点
- ニ-15 ニ-14に掲げる地点から94度22メートルの地点
- ニ-16 ニ-15に掲げる地点から186度13メートルの地点
- ニ-17 ニ-16に掲げる地点から181度64メートルの地点
- ニ-18 ニ-17に掲げる地点から86度35メートルの地点
- ニ-19 ニ-18に掲げる地点から2度50メートルの地点
- ニ-20 ニ-19に掲げる地点から70度36メートルの地点
- ニ-21 ニ-20に掲げる地点から45度34メートルの地点
- ニ-22 ニ-21に掲げる地点から344度47メートルの地点
- ニ-23 ニ-22に掲げる地点から91度25メートルの地点
- ニ-24 ニ-23に掲げる地点から152度43メートルの地点
- ニ-25 ニ-24に掲げる地点から81度61メートルの地点
- ニ-26 ニ-25に掲げる地点から351度54メートルの地点
- ニ-27 ニ-26に掲げる地点から81度34メートルの地点
- ニ-28 ニ-27に掲げる地点から171度73メートルの地点
- ニ-29 ニ-28に掲げる地点から119度8メートルの地点
- ニ-30 ニ-29に掲げる地点から84度39メートルの地点
- ニ-31 ニ-30に掲げる地点から340度84メートルの地点
- ニ-32 ニ-31に掲げる地点から70度98メートルの地点
- ニ-33 ニ-32に掲げる地点から340度151メートルの地点
- ニ-34 ニ-33に掲げる地点から270度23メートルの地点
- ニ-35 ニ-34に掲げる地点から270度77メートルの地点
- ニ-36 ニ-35に掲げる地点から340度13メートルの地点
- ニ-37 ニ-36に掲げる地点から101度7メートルの地点
- ニ-38 ニ-37に掲げる地点から89度11メートルの地点
- ニ-39 ニ-38に掲げる地点から78度12メートルの地点
- ニ-40 ニ-39に掲げる地点から89度30メートルの地点
- ニ-41 ニ-40に掲げる地点から10度29メートルの地点
- ニ-42 ニ-41に掲げる地点から90度54メートルの地点

大阪湾沿岸の部神戸港の款兵庫の項和田崎、遠矢浜の目及び吉田町の目を次のように改める。

和田崎、遠矢浜

- イ イー1線、イー2線、イー3線、イー4線、イー5線、イー6線、イー7線、イー8線、イー9線、イー10線、イー11線及びイー12線により囲まれた区域
- イー1線 兵庫区和田崎町1丁目1番1号地内の2級基準点Ⅱ-6（北緯34度38分59秒、東経135度11分20秒）より40度28メートルの地点から2級基準点Ⅱ-6より147度18メートルの地点まで引いた線
- イー2線 イー1線の終点から252度33メートルの地点まで引いた線
- イー3線 イー2線の終点から165度40メートルの地点まで引いた線
- イー4線 イー3線の終点から224度400メートルの地点まで引いた線
- イー5線 イー4線の終点から262度1,386メートルの地点まで引いた線
- イー6線 イー5線の終点から353度239メートルの地点まで引いた線
- イー7線 イー6線の終点から306度100メートルの地点まで引いた線
- イー8線 イー7線の終点から173度377メートルの地点まで引いた線
- イー9線 イー8線の終点から82度1,506メートルの地点まで引いた線

イ-10線 イ-9線の終点から44度538メートルの地点まで引いた線
イ-11線 イ-10線の終点から324度144メートルの地点まで引いた線
イ-12線 イ-11線の終点からイ-1線の始点まで引いた線

ロ ロ-1線、ロ-2線、ロ-3線、ロ-4線、ロ-5線、ロ-6線、ロ-7線、ロ-8線、ロ-9線、ロ-10線、ロ-11線、ロ-12線、ロ-13線、ロ-14線、ロ-15線、ロ-16線、ロ-17線、ロ-18線、ロ-19線、ロ-20線、ロ-21線、ロ-22線、ロ-23線、ロ-24線、ロ-25線、ロ-26線、ロ-27線、ロ-28線、ロ-29線、ロ-30線、ロ-31線、ロ-32線、ロ-33線、ロ-34線、ロ-35線、ロ-36線、ロ-37線、ロ-38線、ロ-39線、ロ-40線、ロ-41線、ロ-42線、ロ-43線、ロ-44線、ロ-45線、ロ-46線、ロ-47線、ロ-48線、ロ-49線、ロ-50線、ロ-51線、ロ-52線、ロ-53線、ロ-54線及びロ-55線により囲まれた区域

ロ-1線 2級基準点Ⅱ-6より241度30分865メートルの地点から2級基準点Ⅱ-6より250度821メートルの地点まで引いた線

ロ-2線 ロ-1線の終点から82度168メートルの地点まで引いた線

ロ-3線 ロ-2線の終点から0度205メートルの地点まで引いた線

ロ-4線 ロ-3線の終点から10度16メートルの地点まで引いた線

ロ-5線 ロ-4線の終点から352度65メートルの地点まで引いた線

ロ-6線 ロ-5線の終点から316度81メートルの地点まで引いた線

ロ-7線 ロ-6線の終点から270度101メートルの地点まで引いた線

ロ-8線 ロ-7線の終点から180度7メートルの地点まで引いた線

ロ-9線 ロ-8線の終点から270度100メートルの地点まで引いた線

ロ-10線 ロ-9線の終点から339度94メートルの地点まで引いた線

ロ-11線 ロ-10線の終点から74度19メートルの地点まで引いた線

ロ-12線 ロ-11線の終点から3度22メートルの地点まで引いた線

ロ-13線 ロ-12線の終点から91度33メートルの地点まで引いた線

ロ-14線 ロ-13線の終点から3度47メートルの地点まで引いた線

ロ-15線 ロ-14線の終点から270度27メートルの地点まで引いた線

ロ-16線 ロ-15線の終点から286度58メートルの地点まで引いた線

ロ-17線 ロ-16線の終点から339度133メートルの地点まで引いた線

ロ-18線 ロ-17線の終点から66度197メートルの地点まで引いた線

ロ-19線 ロ-18線の終点から337度44メートルの地点まで引いた線

ロ-20線 ロ-19線の終点から66度22メートルの地点まで引いた線

ロ-21線 ロ-20線の終点から337度43メートルの地点まで引いた線

ロ-22線 ロ-21線の終点から69度4メートルの地点まで引いた線

ロ-23線 ロ-22線の終点から337度38メートルの地点まで引いた線

ロ-24線 ロ-23線の終点から64度26メートルの地点まで引いた線

ロ-25線 ロ-24線の終点から4度25メートルの地点まで引いた線

ロ-26線 ロ-25線の終点から40度16メートルの地点まで引いた線

ロ-27線 ロ-26線の終点から67度28メートルの地点まで引いた線

ロ-28線 ロ-27線の終点から336度159メートルの地点まで引いた線

ロ-29線 ロ-28線の終点から70度87メートルの地点まで引いた線

ロ-30線 ロ-29線の終点から338度14メートルの地点まで引いた線

ロ-31線 ロ-30線の終点から250度102メートルの地点まで引いた線

ロ-32線 ロ-31線の終点から157度160メートルの地点まで引いた線

ロ-33線 ロ-32線の終点から246度17メートルの地点まで引いた線

ロ-34線 ロ-33線の終点から219度23メートルの地点まで引いた線

ロ-35線 ロ-34線の終点から221度44メートルの地点まで引いた線

ロ-36線 ロ-35線の終点から157度41メートルの地点まで引いた線
 ロ-37線 ロ-36線の終点から242度4メートルの地点まで引いた線
 ロ-38線 ロ-37線の終点から155度39メートルの地点まで引いた線
 ロ-39線 ロ-38線の終点から246度23メートルの地点まで引いた線
 ロ-40線 ロ-39線の終点から157度43メートルの地点まで引いた線
 ロ-41線 ロ-40線の終点から246度195メートルの地点まで引いた線
 ロ-42線 ロ-41線の終点から160度173メートルの地点まで引いた線
 ロ-43線 ロ-42線の終点から165度57メートルの地点まで引いた線
 ロ-44線 ロ-43線の終点から161度126メートルの地点まで引いた線
 ロ-45線 ロ-44線の終点から70度35メートルの地点まで引いた線
 ロ-46線 ロ-45線の終点から91度83メートルの地点まで引いた線
 ロ-47線 ロ-46線の終点から0度7メートルの地点まで引いた線
 ロ-48線 ロ-47線の終点から90度84メートルの地点まで引いた線
 ロ-49線 ロ-48線の終点から137度70メートルの地点まで引いた線
 ロ-50線 ロ-49線の終点から172度59メートルの地点まで引いた線
 ロ-51線 ロ-50線の終点から190度16メートルの地点まで引いた線
 ロ-52線 ロ-51線の終点から179度196メートルの地点まで引いた線
 ロ-53線 ロ-52線の終点から262度172メートルの地点まで引いた線
 ロ-54線 ロ-53線の終点から173度174メートルの地点まで引いた線
 ロ-55線 ロ-54線の終点からロー1線の始点まで引いた線

ハ ハー1線、ハー2線、ハー3線、ハー4線、ハー5線、ハー6線及びハー7線により
 囲まれた区域

ハー1線 2級基準点Ⅱ-6より318度1,128メートルの地点から2級基準点Ⅱ-6より
 323度30分1,091メートルの地点まで引いた線
 ハー2線 ハー1線の終点から339度206メートルの地点まで引いた線
 ハー3線 ハー2線の終点から257度129メートルの地点まで引いた線
 ハー4線 ハー3線の終点から164度98メートルの地点まで引いた線
 ハー5線 ハー4線の終点から79度29メートルの地点まで引いた線
 ハー6線 ハー5線の終点から165度68メートルの地点まで引いた線
 ハー7線 ハー6線の終点からハー1線の始点まで引いた線

ニ ニー1線、ニー2線、ニー3線、ニー4線、ニー5線、ニー6線、ニー7線及びニー
 8線により囲まれた区域

ニー1線 2級基準点Ⅱ-6より248度30分1,286メートルの地点から2級基準点Ⅱ-6
 より250度1,302メートルの地点まで引いた線
 ニー2線 ニー1線の終点から358度86メートルの地点まで引いた線
 ニー3線 ニー2線の終点から10度37メートルの地点まで引いた線
 ニー4線 ニー3線の終点から22度34メートルの地点まで引いた線
 ニー5線 ニー4線の終点から247度29メートルの地点まで引いた線
 ニー6線 ニー5線の終点から214度32メートルの地点まで引いた線
 ニー7線 ニー6線の終点から179度154メートルの地点まで引いた線
 ニー8線 ニー7線の終点からニー1線の始点まで引いた線

吉田町

ホ ホー1線、ホー2線、ホー3線、ホー4線、ホー5線、ホー6線、ホー7線、ホー8
 線、ホー9線、ホー10線、ホー11線、ホー12線、ホー13線、ホー14線、ホー15線、ホー
 16線、ホー17線、ホー18線、ホー19線、ホー20線、ホー21線、ホー22線、ホー23線、ホ
 ー24線、ホー25線、ホー26線、ホー27線、ホー28線、ホー29線、ホー30線、ホー31線及
 びホー32線により囲まれた区域

- ホー1線 兵庫区和田崎町1丁目1番1号地内の2級基準点Ⅱ-6（北緯34度38分59秒、東経135度11分20秒）より262度1,791メートルの地点から2級基準点Ⅱ-6より259度30分1,687メートルの地点まで引いた線
- ホー2線 ホー1線の終点から90度447メートルの地点まで引いた線
- ホー3線 ホー2線の終点から67度123メートルの地点まで引いた線
- ホー4線 ホー3線の終点から358度196メートルの地点まで引いた線
- ホー5線 ホー4線の終点から268度131メートルの地点まで引いた線
- ホー6線 ホー5線の終点から350度37メートルの地点まで引いた線
- ホー7線 ホー6線の終点から351度17メートルの地点まで引いた線
- ホー8線 ホー7線の終点から346度42メートルの地点まで引いた線
- ホー9線 ホー8線の終点から253度9メートルの地点まで引いた線
- ホー10線 ホー9線の終点から119度4メートルの地点まで引いた線
- ホー11線 ホー10線の終点から165度38メートルの地点まで引いた線
- ホー12線 ホー11線の終点から171度16メートルの地点まで引いた線
- ホー13線 ホー12線の終点から170度36メートルの地点まで引いた線
- ホー14線 ホー13線の終点から268度75メートルの地点まで引いた線
- ホー15線 ホー14線の終点から12度31メートルの地点まで引いた線
- ホー16線 ホー15線の終点から327度5メートルの地点まで引いた線
- ホー17線 ホー16線の終点から282度2メートルの地点まで引いた線
- ホー18線 ホー17線の終点から192度36メートルの地点まで引いた線
- ホー19線 ホー18線の終点から268度9メートルの地点まで引いた線
- ホー20線 ホー19線の終点から189度41メートルの地点まで引いた線
- ホー21線 ホー20線の終点から279度138メートルの地点まで引いた線
- ホー22線 ホー21線の終点から18度21メートルの地点まで引いた線
- ホー23線 ホー22線の終点から274度375メートルの地点まで引いた線
- ホー24線 ホー23線の終点から0度27メートルの地点まで引いた線
- ホー25線 ホー24線の終点から265度112メートルの地点まで引いた線
- ホー26線 ホー25線の終点から251度466メートルの地点まで引いた線
- ホー27線 ホー26線の終点から217度38メートルの地点まで引いた線
- ホー28線 ホー27線の終点から175度35メートルの地点まで引いた線
- ホー29線 ホー28線の終点から71度460メートルの地点まで引いた線
- ホー30線 ホー29線の終点から97度644メートルの地点まで引いた線
- ホー31線 ホー30線の終点から270度327メートルの地点まで引いた線
- ホー32線 ホー31線の終点からホー1線の始点まで引いた線

大阪湾沿岸の部神戸の款生田の項蟹川の目を次のように改める。

蟹川	<p>イ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線、ヘ線、ト線、チ線、リ線、ヌ線、ル線、ヲ線、ワ線、カ線、ヨ線、タ線、レ線、ソ線、ツ線、ネ線、ナ線、ラ線、ム線、ウ線、ヰ線、ノ線、オ線、ク線、ヤ線、マ線、ケ線、フ線、コ線、エ線及びテ線により囲まれた区域</p> <p>イ線 蟹川右岸端から263度5メートルの地点を起点として151度10メートルの地点まで引いた線</p> <p>ロ線 イ線の終点から249度70メートルの地点まで引いた線</p> <p>ハ線 ロ線の終点から273度215メートルの地点まで引いた線</p> <p>ニ線 ハ線の終点から156度120メートルの地点まで引いた線</p> <p>ホ線 ニ線の終点から246度50メートルの地点まで引いた線</p> <p>ヘ線 ホ線の終点から176度68メートルの地点まで引いた線</p> <p>ト線 ヘ線の終点から86度44メートルの地点まで引いた線</p> <p>チ線 ト線の終点から103度3メートルの地点まで引いた線</p>
----	---

リ線	チ線の終点から173度74メートルの地点まで引いた線
ヌ線	リ線の終点から301度6メートルの地点まで引いた線
ル線	ヌ線の終点から311度3メートルの地点まで引いた線
ヲ線	ル線の終点から315度4メートルの地点まで引いた線
ワ線	ヲ線の終点から287度9メートルの地点まで引いた線
カ線	ワ線の終点から296度11メートルの地点まで引いた線
ヨ線	カ線の終点から293度15メートルの地点まで引いた線
タ線	ヨ線の終点から293度13メートルの地点まで引いた線
レ線	タ線の終点から284度2メートルの地点まで引いた線
ソ線	レ線の終点から294度4メートルの地点まで引いた線
ツ線	ソ線の終点から356度10メートルの地点まで引いた線
ネ線	ツ線の終点から119度6メートルの地点まで引いた線
ナ線	ネ線の終点から114度2メートルの地点まで引いた線
ラ線	ナ線の終点から104度2メートルの地点まで引いた線
ム線	ラ線の終点から113度14メートルの地点まで引いた線
ウ線	ム線の終点から113度15メートルの地点まで引いた線
ヰ線	ウ線の終点から116度11メートルの地点まで引いた線
ノ線	ヰ線の終点から107度2メートルの地点まで引いた線
オ線	ノ線の終点から356度46メートルの地点まで引いた線
ク線	オ線の終点から266度38メートルの地点まで引いた線
ヤ線	ク線の終点から176度1メートルの地点まで引いた線
マ線	ヤ線の終点から266度20メートルの地点まで引いた線
ケ線	マ線の終点から356度200メートルの地点（妙法寺川右岸先端）まで引いた線
フ線	ケ線の終点から273度260メートルの地点まで引いた線
コ線	フ線の終点から3度27メートルの地点まで引いた線
エ線	コ線の終点から93度505メートルの地点まで引いた線
テ線	エ線の終点からイ線の起点まで引いた線



兵庫県告示第472号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項により神戸港の港湾区域又は港湾隣接地域に接する海岸保全区域のうち神戸港港湾管理者の長が管理することが適当であると認め、知事と協議して定めた区域は、次のとおりとする。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

大阪湾沿岸

海岸名	地区 海岸名	地先 海岸名	区 域
神戸港	中央	新港	イ 次に掲げる地点を順次結んだ線及びイー1に掲げる地点とイー9に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域 イー1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点（北緯34度40分57秒東経135度11分12秒）から87度、76メートルの地点 イー2 イー1に掲げる地点から72度5メートルの地点 イー3 イー2に掲げる地点から352度57メートルの地点 イー4 イー3に掲げる地点から82度124メートルの地点

- イー5 イー4に掲げる地点から352度67メートルの地点
- イー6 イー5に掲げる地点から82度31メートルの地点
- イー7 イー6に掲げる地点から176度205メートルの地点
- イー8 イー7に掲げる地点から262度96メートルの地点
- イー9 イー8に掲げる地点から253度31メートルの地点

ロ 次に掲げる地点を順次結んだ線及びロー1に掲げる地点とロー18に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域

- ロー1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点
(北緯34度40分57秒東経135度11分12秒) から71度、1638メートルの地点
- ロー2 ロー1に掲げる地点から313度52メートルの地点
- ロー3 ロー2に掲げる地点から44度110メートルの地点
- ロー4 ロー3に掲げる地点から57度284メートルの地点
- ロー5 ロー4に掲げる地点から305度61メートルの地点
- ロー6 ロー5に掲げる地点から38度22メートルの地点
- ロー7 ロー6に掲げる地点から128度42メートルの地点
- ロー8 ロー7に掲げる地点から57度38メートルの地点
- ロー9 ロー8に掲げる地点から132度88メートルの地点
- ロー10 ロー9に掲げる地点から226度73メートルの地点
- ロー11 ロー10に掲げる地点から317度11メートルの地点
- ロー12 ロー11に掲げる地点から237度132メートルの地点
- ロー13 ロー12に掲げる地点から327度52メートルの地点
- ロー14 ロー13に掲げる地点から237度75メートルの地点
- ロー15 ロー14に掲げる地点から236度77メートルの地点
- ロー16 ロー15に掲げる地点から225度44メートルの地点
- ロー17 ロー16に掲げる地点から175度8メートルの地点
- ロー18 ロー17に掲げる地点から131度34メートルの地点

ハ 次に掲げる地点を順次結んだ線及びハー1に掲げる地点とハー5に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域

- ハー1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点
(北緯34度40分57秒東経135度11分12秒) から203度、425メートルの地点
- ハー2 ハー1に掲げる地点から160度87メートルの地点
- ハー3 ハー2に掲げる地点から268度64メートルの地点
- ハー4 ハー3に掲げる地点から251度16メートルの地点
- ハー5 ハー4に掲げる地点から340度68メートルの地点

ニ 次に掲げる地点を順次結んだ線及びニー1に掲げる地点とニー38に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域

- ニー1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点
(北緯34度40分57秒東経135度11分12秒) から207度、558メートルの地点
- ニー2 ニー1に掲げる地点から251度36メートルの地点
- ニー3 ニー2に掲げる地点から203度71メートルの地点
- ニー4 ニー3に掲げる地点から264度13メートルの地点
- ニー5 ニー4に掲げる地点から306度4メートルの地点

			<p>ニ-6 ニ-5に掲げる地点から353度72メートルの地点 ニ-7 ニ-6に掲げる地点から266度23メートルの地点 ニ-8 ニ-7に掲げる地点から225度30メートルの地点 ニ-9 ニ-8に掲げる地点から171度53メートルの地点 ニ-10 ニ-9に掲げる地点から233度8メートルの地点 ニ-11 ニ-10に掲げる地点から309度14メートルの地点 ニ-12 ニ-11に掲げる地点から273度39メートルの地点 ニ-13 ニ-12に掲げる地点から180度115メートルの地点 ニ-14 ニ-13に掲げる地点から94度15メートルの地点 ニ-15 ニ-14に掲げる地点から1度36メートルの地点 ニ-16 ニ-15に掲げる地点から147度2メートルの地点 ニ-17 ニ-16に掲げる地点から93度9メートルの地点 ニ-18 ニ-17に掲げる地点から180度40メートルの地点 ニ-19 ニ-18に掲げる地点から273度95メートルの地点 ニ-20 ニ-19に掲げる地点から3度76メートルの地点 ニ-21 ニ-20に掲げる地点から91度6メートルの地点 ニ-22 ニ-21に掲げる地点から1度67メートルの地点 ニ-23 ニ-22に掲げる地点から1度21メートルの地点 ニ-24 ニ-23に掲げる地点から6度13メートルの地点 ニ-25 ニ-24に掲げる地点から94度22メートルの地点 ニ-26 ニ-25に掲げる地点から186度13メートルの地点 ニ-27 ニ-26に掲げる地点から181度64メートルの地点 ニ-28 ニ-27に掲げる地点から86度35メートルの地点 ニ-29 ニ-28に掲げる地点から2度50メートルの地点 ニ-30 ニ-29に掲げる地点から70度36メートルの地点 ニ-31 ニ-30に掲げる地点から45度34メートルの地点 ニ-32 ニ-31に掲げる地点から344度47メートルの地点 ニ-33 ニ-32に掲げる地点から91度25メートルの地点 ニ-34 ニ-33に掲げる地点から152度43メートルの地点 ニ-35 ニ-34に掲げる地点から81度61メートルの地点 ニ-36 ニ-35に掲げる地点から351度54メートルの地点 ニ-37 ニ-36に掲げる地点から81度34メートルの地点 ニ-38 ニ-37に掲げる地点から171度70メートルの地点</p> <p>ホ 次に掲げる地点を順次結んだ線及びホ-1に掲げる地点とホ-7に掲げる地点を結んだ線により囲まれた区域 ホ-1 神戸ポートタワーの中心軸の海拔1.7メートルの地点 (北緯34度40分57秒東経135度11分12秒) から199度、562 メートルの地点 ホ-2 ホ-1に掲げる地点から178度6メートルの地点 ホ-3 ホ-2に掲げる地点から267度79メートルの地点 ホ-4 ホ-3に掲げる地点から217度59メートルの地点 ホ-5 ホ-4に掲げる地点から264度8メートルの地点 ホ-6 ホ-5に掲げる地点から37度70メートルの地点 ホ-7 ホ-6に掲げる地点から90度31メートルの地点</p>
	和田岬	和田崎・遠矢浜	<p>ロ ロ-1線、ロ-2線、ロ-3線、ロ-4線、ロ-5線、ロ-6線、ロ-7線、ロ-8線、ロ-9線、ロ-10線、ロ-11線、ロ-</p>

ロ-12線、ロ-13線、ロ-14線、ロ-15線、ロ-16線、ロ-17線、
ロ-18線、ロ-19線、ロ-20線、ロ-21線、ロ-22線、ロ-23
線、ロ-24線、ロ-25線、ロ-26線、ロ-27線、ロ-28線、ロ-
29線、ロ-30線、ロ-31線、ロ-32線、ロ-33線、ロ-34線、ロ-
35線、ロ-36線、ロ-37線、ロ-38線、ロ-39線、ロ-40線、
ロ-41線、ロ-42線、ロ-43線、ロ-44線、ロ-45線、ロ-46
線、ロ-47線、ロ-48線、ロ-49線、ロ-50線、ロ-51線、ロ-
52線、ロ-53線、ロ-54線及びロ-55線により囲まれた区域

ロ-1線 2級基準点Ⅱ-6より242度858メートルの地点から
2級基準点Ⅱ-6より250度821メートルの地点まで引
いた線

ロ-2線 ロ-1線の終点から82度168メートルの地点まで引い
た線

ロ-3線 ロ-2線の終点から0度205メートルの地点まで引い
た線

ロ-4線 ロ-3線の終点から10度16メートルの地点まで引い
た線

ロ-5線 ロ-4線の終点から352度65メートルの地点まで引い
た線

ロ-6線 ロ-5線の終点から316度81メートルの地点まで引い
た線

ロ-7線 ロ-6線の終点から270度101メートルの地点まで引
いた線

ロ-8線 ロ-7線の終点から180度7メートルの地点まで引い
た線

ロ-9線 ロ-8線の終点から270度100メートルの地点まで引
いた線

ロ-10線 ロ-9線の終点から339度94メートルの地点まで引い
た線

ロ-11線 ロ-10線の終点から74度19メートルの地点まで引い
た線

ロ-12線 ロ-11線の終点から3度22メートルの地点まで引い
た線

ロ-13線 ロ-12線の終点から91度33メートルの地点まで引い
た線

ロ-14線 ロ-13線の終点から3度47メートルの地点まで引い
た線

ロ-15線 ロ-14線の終点から270度27メートルの地点まで引い
た線

ロ-16線 ロ-15線の終点から286度58メートルの地点まで引い
た線

ロ-17線 ロ-16線の終点から339度133メートルの地点まで引
いた線

ロ-18線 ロ-17線の終点から66度197メートルの地点まで引い
た線

ロ-19線 ロ-18線の終点から337度44メートルの地点まで引い
た線

ロ-20線 ロ-19線の終点から66度22メートルの地点まで引い

			た線
		ロー21線	ロー20線の終点から337度43メートルの地点まで引いた線
		ロー22線	ロー21線の終点から69度4メートルの地点まで引いた線
		ロー23線	ロー22線の終点から337度38メートルの地点まで引いた線
		ロー24線	ロー23線の終点から64度26メートルの地点まで引いた線
		ロー25線	ロー24線の終点から4度25メートルの地点まで引いた線
		ロー26線	ロー25線の終点から40度16メートルの地点まで引いた線
		ロー27線	ロー26線の終点から67度28メートルの地点まで引いた線
		ロー28線	ロー27線の終点から336度159メートルの地点まで引いた線
		ロー29線	ロー28線の終点から70度43メートルの地点まで引いた線
		ロー30線	ロー29線の終点から338度14メートルの地点まで引いた線
		ロー31線	ロー30線の終点から250度58メートルの地点まで引いた線
		ロー32線	ロー31線の終点から157度160メートルの地点まで引いた線
		ロー33線	ロー32線の終点から246度17メートルの地点まで引いた線
		ロー34線	ロー33線の終点から219度23メートルの地点まで引いた線
		ロー35線	ロー34線の終点から221度44メートルの地点まで引いた線
		ロー36線	ロー35線の終点から157度41メートルの地点まで引いた線
		ロー37線	ロー36線の終点から242度4メートルの地点まで引いた線
		ロー38線	ロー37線の終点から155度39メートルの地点まで引いた線
		ロー39線	ロー38線の終点から246度23メートルの地点まで引いた線
		ロー40線	ロー39線の終点から157度43メートルの地点まで引いた線
		ロー41線	ロー40線の終点から246度195メートルの地点まで引いた線
		ロー42線	ロー41線の終点から160度173メートルの地点まで引いた線
		ロー43線	ロー42線の終点から165度57メートルの地点まで引いた線
		ロー44線	ロー43線の終点から161度126メートルの地点まで引いた線

			<p>いた線</p> <p>ロー45線 ロー44線の終点から70度35メートルの地点まで引いた線</p> <p>ロー46線 ロー45線の終点から91度83メートルの地点まで引いた線</p> <p>ロー47線 ロー46線の終点から0度7メートルの地点まで引いた線</p> <p>ロー48線 ロー47線の終点から90度84メートルの地点まで引いた線</p> <p>ロー49線 ロー48線の終点から137度70メートルの地点まで引いた線</p> <p>ロー50線 ロー49線の終点から172度59メートルの地点まで引いた線</p> <p>ロー51線 ロー50線の終点から190度16メートルの地点まで引いた線</p> <p>ロー52線 ロー51線の終点から179度196メートルの地点まで引いた線</p> <p>ロー53線 ロー52線の終点から262度172メートルの地点まで引いた線</p> <p>ロー54線 ロー53線の終点から173度156メートルの地点まで引いた線</p> <p>ロー55線 ロー54線の終点からロー1線の始点まで引いた線</p> <p>ニ ニー1線、ニー2線、ニー3線、ニー4線、ニー5線、ニー6線、ニー7線及びニー8線により囲まれた区域</p> <p>ニー1線 2級基準点Ⅱ-6より249度1,296メートルの地点から2級基準点Ⅱ-6より250度1,302メートルの地点まで引いた線</p> <p>ニー2線 ニー1線の終点から358度86メートルの地点まで引いた線</p> <p>ニー3線 ニー2線の終点から10度37メートルの地点まで引いた線</p> <p>ニー4線 ニー3線の終点から22度34メートルの地点まで引いた線</p> <p>ニー5線 ニー4線の終点から247度29メートルの地点まで引いた線</p> <p>ニー6線 ニー5線の終点から214度32メートルの地点まで引いた線</p> <p>ニー7線 ニー6線の終点から179度132メートルの地点まで引いた線</p> <p>ニー8線 ニー7線の終点からニー1線の始点まで引いた線</p>
	吉田町	吉田町	<p>イ イー1線、イー2線、イー3線、イー4線、イー5線、イー6線、イー7線、イー8線及びイー9線により囲まれた区域</p> <p>イー1線 兵庫区和田崎町1丁目1番1号地内の2級基準点Ⅱ-6（北緯34度38分59秒、東経135度11分20秒）より269度63分1,277メートルの地点から2級基準点Ⅱ-6より268度3分1,272メートルの地点まで引いた線</p> <p>イー2線 イー1線の終点から88度6メートルの地点まで引いた線</p>

			<p>た線 イー3線 イー2線の終点から350度37メートルの地点まで引いた線 た線 イー4線 イー3線の終点から351度17メートルの地点まで引いた線 た線 イー5線 イー4線の終点から346度42メートルの地点まで引いた線 た線 イー6線 ホー5線の終点から253度9メートルの地点まで引いた線 た線 イー7線 イー6線の終点から119度4メートルの地点まで引いた線 た線 イー8線 イー7線の終点から165度38メートルの地点まで引いた線 た線 イー9線 イー8線の終点からイー1線の始点まで引いた線</p> <p>ロ ロー1線、ロー2線、ロー3線、ロー4線及びロー5線により囲まれた区域 ロー1線 兵庫区和田崎町1丁目1番1号地内の2級基準点Ⅱ-6（北緯34度38分59秒、東経135度11分20秒）より269度51分1,345メートルの地点から2級基準点Ⅱ-6より268度3分1,353メートルの地点まで引いた線 ロー2線 ロー1線の終点から88度6メートルの地点まで引いた線 ロー3線 ロー2線の終点から12度31メートルの地点まで引いた線 ロー4線 ロー3線の終点から327度5メートルの地点まで引いた線 ロー5線 ロー4線の終点からホー1線の始点まで引いた線</p>
神戸	東川崎	蟹川	<p>イ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線、ヘ線、ト線、チ線、リ線、ヌ線、ル線、ヲ線、ワ線、カ線、ヨ線、タ線、レ線、ソ線、ツ線、ネ線、ナ線、ラ線、ム線、ウ線、ヰ線、ノ線、オ線、ク線、ヤ線、マ線、ケ線、フ線、コ線、エ線及びテ線により囲まれた区域 イ線 蟹川右岸端から263度5メートルの地点を起点として151度10メートルの地点まで引いた線 ロ線 イ線の終点から249度70メートルの地点まで引いた線 ハ線 ロ線の終点から273度215メートルの地点まで引いた線 ニ線 ハ線の終点から156度120メートルの地点まで引いた線 ホ線 ニ線の終点から246度50メートルの地点まで引いた線 ヘ線 ホ線の終点から176度68メートルの地点まで引いた線 ト線 ヘ線の終点から86度44メートルの地点まで引いた線 チ線 ト線の終点から103度3メートルの地点まで引いた線 リ線 チ線の終点から173度74メートルの地点まで引いた線 ヌ線 リ線の終点から301度6メートルの地点まで引いた線 ル線 ヌ線の終点から311度3メートルの地点まで引いた線 ヲ線 ル線の終点から315度4メートルの地点まで引いた線 ワ線 ヲ線の終点から287度9メートルの地点まで引いた線 カ線 ワ線の終点から296度11メートルの地点まで引いた線 ヨ線 カ線の終点から293度15メートルの地点まで引いた線</p>

		タ線 ヨ線の終点から293度13メートルの地点まで引いた線 レ線 タ線の終点から284度2メートルの地点まで引いた線 ソ線 レ線の終点から294度4メートルの地点まで引いた線 ツ線 ソ線の終点から356度10メートルの地点まで引いた線 ネ線 ツ線の終点から119度6メートルの地点まで引いた線 ナ線 ネ線の終点から114度2メートルの地点まで引いた線 ラ線 ナ線の終点から104度2メートルの地点まで引いた線 ム線 ラ線の終点から113度14メートルの地点まで引いた線 ウ線 ム線の終点から113度15メートルの地点まで引いた線 ㇿ線 ウ線の終点から116度11メートルの地点まで引いた線 ノ線 ㇿ線の終点から107度2メートルの地点まで引いた線 オ線 ノ線の終点から356度46メートルの地点まで引いた線 ク線 オ線の終点から266度38メートルの地点まで引いた線 ヤ線 ク線の終点から176度1メートルの地点まで引いた線 マ線 ヤ線の終点から266度20メートルの地点まで引いた線 ケ線 マ線の終点から356度200メートルの地点(妙法寺川右岸突端)まで引いた線 フ線 ケ線の終点から273度260メートルの地点まで引いた線 コ線 フ線の終点から3度27メートルの地点まで引いた線 エ線 コ線の終点から93度505メートルの地点まで引いた線 テ線 エ線の終点からイ線の起点まで引いた線
--	--	---

公 告

私立専修学校の設置認可

学校教育法(昭和22年法律第26号)第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の設置を令和2年3月27日に認可した。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	位 置	設 置 者	課 程	総定員	設置年月日
関西国際旅行・ホテル専門学校	神戸市兵庫区荒田町1-12-7	学校法人羽田学園	商業実務専門課程	80人	令和2年4月1日



私立幼稚園の廃止認可

学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定により、次のとおり幼保連携型認定こども園への移行に伴う私立幼稚園の廃止を令和2年3月27日に認可した。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	位 置	設 置 者	廃止年月日
霞ヶ丘幼稚園	神戸市垂水区五色山8丁目2番29号	学校法人霞ヶ丘学園	令和2年3月31日
高羽幼稚園	神戸市灘区八幡町1丁目8番19号	学校法人高羽幼稚園	同

神戸夢野幼稚園	神戸市兵庫区東山町4丁目20番	学校法人夢野学園	同
---------	-----------------	----------	---



私立各種学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第2項において準用する同法第4条第1項の規定により、次のとおり私立各種学校の廃止を令和2年3月27日に認可した。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	位置	設置者	廃止年月日
飾磨服装女学院	姫路市飾磨区玉地1丁目19番	亡岡本喜久恵	令和2年3月27日



建築設計業務に係る企画提案競技の実施

県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合新病院整備に係る基本・実施設計業務を行う者を選定するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

令和2年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 趣旨

県立西宮病院と西宮市立中央病院（以下「両病院」という。）について、阪神圏域及び西宮市域における中核的な医療機関としての機能を充実させるため、両病院を統合再編して新病院を整備するに当たり、兵庫県知事が兵庫県病院事業管理者から事務処理の依頼を受けて、新病院の基本・実施設計業務を行う者を選定するため公募による企画提案競技を実施する。

2 企画提案競技の概要

(1) 名称 県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合新病院整備に係る基本・実施設計業務に係る企画提案競技

(2) 施設概要

- ア 所在地 西宮市津門大塚町（アサヒビール西宮工場跡地）
- イ 敷地面積 26,000平方メートル
- ウ 施設規模 新病院及び付帯施設：延べ面積 約54,300平方メートル（立体駐車場を除く。病床552床）

(3) 提出書類

- ア 参加表明書
- イ 技術提案書（上記アの参加表明書を評価し、技術提案書の提出を求める者（以下「被要請者」という。）として選定された者にのみ提出を求める。）

(4) 選定方法及び委員会

ア 選定方法

選定は、次の2段階とする。

(イ) 1次選定

参加を希望する者から提出された参加表明書を県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合新病院整備に係る基本・実施設計業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が評価し、被要請者として5者程度を選定する。

(ロ) 2次選定

被要請者から提出された技術提案書を委員会が評価し、基本・実施設計業務を行う者を特定する。

イ 委員会

被要請者の選定及び技術提案書の特定に係る審査は、下記の委員会で行う。

- 委員長 安田 丑作 神戸大学名誉教授
- 副委員長 河合 慎介 京都府立大学准教授

委員 小菅 瑠香 帝塚山大学准教授
野口 眞三郎 県立西宮病院長
成田 康子 (公社) 兵庫県看護協会会長
平山 ミツヨ 兵庫県病院構造改革委員会委員
北田 正広 西宮市副市長
南都 伸介 西宮市病院事業管理者
金澤 和夫 兵庫県副知事
長嶋 達也 兵庫県病院事業管理者

(5) 主催者及び事務局

ア 主催者 兵庫県 (以下「県」という。)

イ 事務局 兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課営繕班 (萩原・高橋)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 (兵庫県庁第1号館12階)

電話 (078) 341-7711 内線4793

3 参加資格

- (1) 県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿 (設計・監理の建築 (意匠・構造)、電気及び管の全て) に掲載されていること。
- (2) 県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと及び兵庫県指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項及び第2項各号に規定するものに該当しない者であること。
- (4) 暴力団排除条例 (平成22年兵庫県条例第35号) を遵守すること。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、この限りでない。
- (6) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、この限りでない。
- (7) 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。また、同法第10条第1項に規定による処分を受けていないものであること。
- (8) 過去10年以内に竣工した病院施設 (延べ面積20,000平方メートル以上に限る。) の設計実績を有すること。
- (9) 経験が豊富な有資格者を、本業務に従事する管理技術者及び主任技術者として配置できること。
- (10) 企画提案競技、委託契約及び委託業務について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

4 被要請者の選定基準及び技術提案書の特定基準

(1) 被要請者の選定基準 (1次選定)

ア 事務所の体制 (技術者数、主要業務実績、病院施設業務実績、受賞歴)

イ 業務の実施体制 (総括責任者及び主任技術者の資格・経験年数、主要業務実績、病院施設業務実績、受賞歴)

ウ 業務実施方針 (業務内容の理解度、提案の方向性・実現性、取組意欲)

(2) 技術提案書の特定基準 (2次選定)

ア 委託料

イ 実施方針、手法及び提案 (業務の理解度、提案の方向性・実現性・独創性、取組意欲)

5 手続等

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 令和2年4月10日 (金) から同月27日 (月) まで

イ 配布方法 県ホームページに掲示する。

(2) 参加表明書の提出場所、提出期間及び方法

ア 提出場所 上記2(5)イに同じ

イ 提出期間 令和2年4月21日 (火) から同月27日 (月) まで (土曜日及び日曜日を除く。)
午前10時から午後4時まで (正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出方法 持参

(3) 技術提案書の提出場所、提出期限及び方法

令和2年4月10日（金）から同月24日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和2年5月25日（月）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年5月22日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年4月10日（金）から同月24日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年4月24日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和2年5月18日（月）午後5時から同月25日（月）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年4月11日（土）から同年5月11日（月）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年4月11日（土）から同月24日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年4月24日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年5月18日（月）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年5月21日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年4月10日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容**(1) 調達物品及び数量**

県立学校学習用コンピュータ 一式（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和2年9月1日（火）から令和6年8月31日（土）まで（48箇月）

(4) 納入場所

東灘高等学校ほか 176箇所（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 牛尾

電話 (078) 341-7711 内線4937 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和2年4月10日（金）から同月24日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和2年5月25日（月）午後3時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年5月22日（金）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年4月10日（金）から同月24日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年4月24日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和2年5月18日（月）午後5時から同月25日（月）午後3時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年4月11日（土）から同年5月11日（月）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年4月11日（土）から同月24日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年4月24日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年5月18日（月）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））を加算して得た額に契約期間48箇月を乗じた金額の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年5月21日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年6月8日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
Computer for the prefectural school learning (leasing contract)
- (3) Lease period: September 1, 2020 - August 31, 2024
- (4) Delivery location:
Higashinada Senior High School and other 176 places (details are described in the specification)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 April 24, 2020
- (6) Deadline for tender:
15:00 May 25, 2020 by direct delivery, electronic bidding system
17:00 May 22, 2020 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Ms.Ushio, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4937

~~~~~

### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年4月10日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
道路管理パトロール車 11台の購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月18日

- 4 落札者の名称及び住所  
兵庫三菱自動車販売株式会社  
神戸市中央区脇浜町2丁目9番1号
- 5 落札金額  
44,407,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年2月7日

企 業 庁 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和2年4月10日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 片山安孝

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
  - (1) 次亜塩素酸ナトリウム 1,512,000キログラム
  - (2) ポリ塩化アルミニウム 5,180,000キログラム
  - (3) ドライ粉末活性炭（5%WET） 369,000キログラム
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県企業庁水道課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月18日
- 4 落札者の名称及び住所
  - (1) 網干産業株式会社 姫路市大津区吉美661番地
  - (2) 網干産業株式会社 姫路市大津区吉美661番地
  - (3) 株式会社ダイネン産業 姫路市飾磨区中島3001番地
- 5 落札金額
  - (1) 59円10銭/キログラム（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）
  - (2) 20円70銭/キログラム（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）
  - (3) 192円/キログラム（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - (1) 一般競争入札
  - (2) 一般競争入札
  - (3) 一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年2月4日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和2年4月10日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 椋田健治

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
高機能粉末活性炭（5%WET） 291,000キログラム
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 川西市多田院字巖険6-3
- 3 落札者を決定した日

- 令和2年3月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社澤野商店 神戸市長田区二葉町十丁目2番19号
  - 5 落札金額  
213円/キログラム（単価契約・消費税及び地方消費税を除く。）
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 入札公告をした日  
令和2年2月4日

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年4月10日

契約担当者

兵庫県立姫路特別支援学校長 大内 雅 勝

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立姫路特別支援学校スクールバス運行管理委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立姫路特別支援学校 姫路市四郷町東阿保476-1
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月5日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社ホープ 姫路市花田町一本松字牛塚1-1
- 5 落札金額  
47,203,200円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年2月12日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年4月10日

契約担当者

兵庫県立東はりま特別支援学校長 村 松 好 子

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立東はりま特別支援学校スクールバス運行管理委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立東はりま特別支援学校 加古郡播磨町北古田1-17-17
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月6日
- 4 落札者の名称及び住所  
別府タクシー株式会社 加古川市別府町緑町8
- 5 落札金額  
67,078,000円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日



令和2年2月12日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年4月10日

契約担当者

兵庫県立あわじ特別支援学校長 禰宜田 龍 栄

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立あわじ特別支援学校スクールバス運行管理委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立あわじ特別支援学校 洲本市上物部2-1-17
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月6日
- 4 落札者の名称及び住所  
大新東株式会社 神戸市中央区磯上通4-1-13
- 5 落札金額  
38,808,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年2月12日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年4月10日

契約担当者

兵庫県立のじぎく特別支援学校長 樋口 一 哉

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立のじぎく特別支援学校スクールバス運行管理委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立のじぎく特別支援学校 神戸市西区北山台2丁目566-134
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社ホープ 姫路市花田町一本松字牛塚1-1
- 5 落札金額  
48,140,400円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年3月17日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和2年4月10日

契約担当者

兵庫県立神戸特別支援学校長 陶山 浩

- 1 落札に係る役務の名称及び数量

兵庫県立神戸特別支援学校スクールバス運行管理委託業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立神戸特別支援学校 神戸市北区大脇台10-1
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
神鉄バス株式会社 神戸市北区有野町唐櫃字山町1399番地の2
- 5 落札金額  
34,782,000円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年3月17日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和2年4月10日

契約担当者

兵庫県立上野ヶ原特別支援学校長 若 佐 孝 司

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立上野ヶ原特別支援学校スクールバス運行管理委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立上野ヶ原特別支援学校 三田市大原梅の木1546-6
- 3 落札者を決定した日  
令和2年3月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社ホープ 姫路市花田町一本松字牛塚1-1
- 5 落札金額  
32,485,200円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年3月17日



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和2年4月10日

契約担当者

兵庫県立いなみ野特別支援学校長 川 口 あづさ

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量  
兵庫県立いなみ野特別支援学校スクールバス運行管理委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県立いなみ野特別支援学校 加古郡稲美町国安1284-1
- 3 随意契約の相手方等を決定した日  
令和2年3月5日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所  
播州交通株式会社 明石市魚住町清水2275-7
- 5 随意契約に係る契約金額

41,184,000円（税込）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告をした日

令和2年2月12日

8 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和2年4月10日

契約担当者

兵庫県立西はりま特別支援学校長 古角美之

1 随意契約に係る役務の名称及び数量

兵庫県立西はりま特別支援学校スクールバス運行管理委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地

兵庫県立西はりま特別支援学校 たつの市新宮町光都1-3-1

3 随意契約の相手方等を決定した日

令和2年3月5日

4 随意契約の相手方等の名称及び住所

株式会社ホープ 姫路市花田町一本松字牛塚1-1

5 随意契約に係る契約金額

84,400,800円（税込）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告をした日

令和2年2月12日

8 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和2年4月10日

契約担当者

兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校長 河村有紀彦

1 随意契約に係る役務の名称及び数量

兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校スクールバス運行管理委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地

兵庫県立姫路しらさぎ特別支援学校 姫路市苜編688-58

3 随意契約の相手方等を決定した日

令和2年3月6日

4 随意契約の相手方等の名称及び住所

株式会社ホープ 姫路市花田町一本松字牛塚1-1

5 随意契約に係る契約金額

80,361,600円（税込）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 入札公告をした日  
令和2年2月12日
- 8 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。

## 警察本部公告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年4月10日

契約担当者

兵庫県警察本部長 加藤 晃久

## 1 委託内容

- (1) 業務件名  
兵庫県警察本部庁舎清掃委託
- (2) 仕様  
契約担当者が示す仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
令和2年7月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで
- (4) 履行場所  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部本館  
神戸市中央区下山手通5丁目1番16号 兵庫県警察本部第二庁舎
- (5) 入札方法  
上記(1)の業務委託について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による総合評価落札方式（障害者雇用配慮型）により入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該委託の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づき清掃業又は総合管理業の登録をしている者であること。  
ただし、契約年度途中に上記登録の登録有効期限が切れる場合は、申込者において必要となる登録更新手続を執ること。
- (7) 一契約の請負床面積が11,800平方メートル以上となる同種の清掃業務を過去2年間に12箇月以上継続して履行した実績がある者であること。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 岡野

電話 (078) 341-7441 内線2252

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和2年4月10日(金)から同月24日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和2年5月22日(金)午前11時 兵庫県警察本部 6階603会議室

- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年5月21日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

#### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年5月21日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。また財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)の規定に基づき免除する場合もある。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した業務が履行できることを証明する書類及び障害者雇用等への配慮に係る資料(「落札者決定基準」に定める様式第1号から第6号まで)を令和2年4月24日(金)までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和2年6月5日(金))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の業務の3年間の委託料(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の総額を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入

札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価項目及び得点配分を定めた「落札者決定基準」によって算定された評価点に基づく総合評価の方式によって得られた価格の評価点と障害者雇用の配慮の評価点の合計点の高い者を落札者とする。ただし、障害者雇用の配慮の評価点が10点に満たない者は、原則として落札者とししない。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kato Akihisa, Chief of Hyogo Prefectural Police H.Q.

(2) Nature of the services to be trust:

Cleaning services for Hyogo Prefectural Police H.Q. Building

(3) Trust period:

From July 1, 2020 through March 31, 2023

(4) Trust places:

Hyogo Prefectural Police H.Q. Building

Hyogo Prefectural Police H.Q. No.2 Building

(5) Deadline for the submission of tender application form:

17:00 April 24, 2020

(6) Deadline for tender:

17:00 May 21, 2020 by mail

11:00 May 22, 2020 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Okano, Finance Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2252